

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信

の技術の利用に関する法律施行規則 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

又は電磁的記録媒体をもつて調製するフアイルにより保存する方法

民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を、直ちに明瞭な状態で、その使用に係る電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

別表第1欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、同一内容の書面を二以上事務所等（当該書面の保存が義務付けられる場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記

**第九条** 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に付して、該書面に係る電磁的記録に記録されていする事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならぬ。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)等は、別表第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第六条の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に付して、該書面に係る電磁的記録に記録されていする事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならぬ。

二 ファイルへの記録の方式  
附 則  
**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** この省令の施行の日から海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日の前日までの間における第三条から第六条まで及び第八条から第十一条までの規定の適用については、別表第一「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）」の項に「海洋汚染等及び海上災害の防止に

**第一条** 民間事業者等が、国土交通省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。  
**（趣旨）**

**第五条** 法第四条第一項の主務省令で定める作は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下に掲げる規定に基づく書面の作成とする。  
(電磁的記録による作成の方法)

電記場行し成欄定  
第一項の規定に基づく書面の交付等とする  
**(電磁的記録による交付等の方法)**  
**第十一條** 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。  
一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの  
イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と  
交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信して  
相手方に付する規定に基づく書面の交付等とする

関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「第十九条の二十六第三項並びに第十九条の三十三第一項及び第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）」、「第十九条の四十九第三項」とあるのは「並びに第十九条の九第一項及び第三項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及

(法第三条第一項の主務省令で定める保存)  
**第三条** 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。  
(電磁的記録による保存の方法)

に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行ふ場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行ふべし。

**第十一条** (電磁的記録による交付等の方法)  
民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等を代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されて当該事項の交付等を行なう場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。  
一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの  
イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と  
　交付等の相手方の使用に係る電子計算機と  
　を接続する電気通信回線を通じて送信し、  
　当該相手方の使用に係る電子計算機に備え  
　られたファイルに記録する方法  
ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に  
　備えられたファイルに記録された事項を電  
　気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧  
　に供し、当該相手方の使用に係る電子計算

害の防止に関する法律」とあるいは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「第三項並びに第十九条の三十三第一項及び第三項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項」とあるのは「並びに第十九条の九第一項及び第三項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは

**第七条** (作成において氏名等を明らかにする措置)  
法第四条第三項の主務省令で定める措置  
は、次に掲げる措置とする。

標に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。  
**(電磁的記録による交付等の方法)**  
**第十一條** 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同定に基づき、別表第四の上欄に掲げる規定に基づく書面の交付等の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録され、当該事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。  
一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの  
イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と、交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法  
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを作成する方法  
前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファックス機に記録したものを交付する方法

関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「第十九条の二十六第三項並びに第十九条の三十三第一項及び第三項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む)、第十九条の四十九第三項」とあるのは「並びに第十九条の九第一項及び第三項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、「同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)」の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律と別表第二海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号、第六条及び第十二条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二　前号に掲げるもののほか、行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。）が定める措置

（電磁的記録による交付等の方法）

**第十一條 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等にてて当該書面に係る電磁的記録に記録される事項の交付等を行ふ場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。**

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と  
交付等の相手方の使用に係る電子計算機と  
を接続する電気通信回線を通じて送信し、  
当該相手方の使用に係る電子計算機に備え  
られたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に  
備えられたファイルに記録された事項を電  
気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧機  
に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機  
に備えられたファイルに当該事項を記録す  
る方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイル  
に記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファ  
イルに記録された事項を出力することにより、  
書面を作成することができるものでなければな  
らない。

（電磁的方法による承諾）

**第十二条 民間事業者等は、法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おう**

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

**第八条** (法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による交付等の方法）

**第十一條** 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等を代えて当該書面に係る電磁的記録に記録される事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機との接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

**二** 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。

**（電磁的方法による承諾）**

**第十二条** 民間事業者等は、法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならぬ。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

害の防止に関する法律」とあるいは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「第十九条の二第三項並びに第十九条の三十三第一項及び第三項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の二第四項)において準用する場合を含む。」、「第十九条の四十九第三項」とあるのは「並びに第十九条の九第一項及び第三項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、「同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)」の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則」と、「同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」とあるのは「昭和五十八年運輸省令第四十号」の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則」と、「別表第二海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の項中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、「第十九条の二十六第三項及び第十九条の三十三第二項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む)」、「第十九条の四十九第三項」とあるのは「及び第十九条の九第二項並びに第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項」と、同表海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とある。

二 ファイルへの記録の方法

**第三条** この省令の施行前にした別表第一から別表第四までの上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年五月一〇日国土交通省令第五七号）抄**

（施行期日）

の港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第一条、附則第三条及び第四条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年一二月二七日国土交  
通省令第一二一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施  
行する。

3  
特例民法法人についての国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条、第四条、第八条、第九条、別表第一及び別表第三の規定の適用については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）  
（省令第六号）  
する。  
（平成二十六年四月一日から施行）  
（平成二六年二月二七日国土交通  
省令第一三号）抄  
（施行期日）  
この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第

**第三条** この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

**附 則** （平成一八年九月二九日国土交通省令第九三号）抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一八年九月二九日国土交通省令第九三号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、海上物流の基盤強化のため

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）抄

（施行期日）

（この省令は、公布の日から施行する。）

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う

**附 則**（平成二五年五月一日国土交通省  
令第三二号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、二千六年の海上の労働に關する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
**附 則**（平成二六年一月一〇日国土交通省令第一号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。  
**附 則**（平成二六年一月二二日国土交通

から施行する。  
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。  
(経過措置)

附則（平成一九年一月一六日国土交通省令第八九号）抄  
（施行期日）  
この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。  
附 則（平成二〇〇〇年七月一六日国土交通省令第八九号）抄  
（施行期日）

第一号　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。  
附 則 (平成一七年一月二日国土交通省令第一〇四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 本省令は、平成十七年十二月二十六日

**省令第七九号** この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八三号）抄**  
**（施行期日）** この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

(施行期日) 省令第三十七号抄  
第一條 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。  
附 則 (平成二四年一二月二八日国土交通省令第九一号) 抄  
(施行期日)

等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

附 則（平成一七年五月三一日国土交通省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月一日国土交通省

附 則（平成一九年三月一日国土交通省令第六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）  
この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十一日）から施行する。

(施行期日)  
**第一條** この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。  
**附 則** (平成二十二年八月二八日国土交通省令第五三号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。  
**附 則** (平成二十二年六月二八日国土交通





土地区画整理法施行令 (昭和三十一年政令第四十七号)	都市再開発法施行令 (昭和四十四年政令第二百三十二号)	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令 (昭和四十六年政令第二百五十九号)	第六条	第十五条第一項	第五十九
勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	第二十八条の十第三項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一	第二十八条の十第三項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一	全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 (昭和五十年政令第三百六号)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 (昭和五十年政令第三百六号)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 (昭和五十年政令第三百六号)	第十七条において準用する土地区画整理法施行令第十三条第二項	第十七条において準用する土地区画整理法施行令第十三条第二項	において準用する船舶安
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 (昭和六十二年政令第二百七十五号)	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 (昭和六十二年政令第二百七十五号)	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 (昭和六十二年政令第二百七十五号)	第十三条规定	第十三条规定	第一項及び第二十五条の
マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年政令第三百六十七号)	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年政令第三百六十七号)	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年政令第三百六十七号)	第二十七条において準用する都市再開発法施行令第十五条第二項	第二十七条において準用する都市再開発法施行令第十五条第二項	において準用する船舶安
荷受人及荷送人ヲ確知するための公示等の内規化に関する法律 (昭和十九年運輸ル件)	荷受人及荷送人ヲ確知するための公示等の内規化に関する法律 (昭和十九年運輸ル件)	荷受人及荷送人ヲ確知するための公示等の内規化に関する法律 (昭和十九年運輸ル件)	第一条第二項(第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。)	第一条第二項(第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。)	第一項及び第二十五条の
船員法施行規則 (昭和二十二年運輸省令第二十三号)	船員法施行規則 (昭和二十二年運輸省令第二十三号)	船員法施行規則 (昭和二十二年運輸省令第二十三号)	第一項(第七十七条の六の九第一項(第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の	第一項(第七十七条の六の九第一項(第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の	において準用する船舶安

十一の六において準用する場合を含む。)並びに第七十七条の六の十四第一項及び第二項(これらの二十六及び第七十七条の六の十一の六において準用する場合を含む。)
規定を第七十七条の六の二十六及び第七十七条の三十九条第三項
船員職業安定法施行規則(昭和二十三年運輸省令第三十二号)
通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)
建設業法施行規則(昭和二十四号)
建築土工法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)
自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)
道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)

土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）	救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四号）	指定自動車整備事業規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	船舶安全法施行規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）	船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）
の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。)	第十六条の二第一項	第七条の二第二項及び第二十六条第三項	二項並びに第三十七条第二項及び第二十六条第三項	一項及び第二項	第三十八条第二項、第一百一十四条及び第二項	第三十三条第一項並びに第二項	第四十条、第四十三条第一項並びに第二項	第八十四条第一項（第九条第一項及び第二項、第六十一条の二第一項及び第二項、第六十一条の十項及び第二項、第六十一条の五第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十一条の六及び第六十一条の二第一項及び第二項、第六十一条の十項及び第二項並びに第六十二条第一項）

規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）	船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和五十年運輸省令第七号）	第一条の五の三
第一項並びに第十九条第一項及び第二項	第十四条第一項並びに第十九条第一項及び第二項	第八条第四項、第二十団第三項及び第二十八条第三項及び第二十九条第三項	第八条第四項、第二十団第三項及び第二十八条第三項及び第二十九条第三項
船舶の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	船舶の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	船舶の規定に基づく事業場の規定に関する法律（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	船舶の規定に基づく事業場の規定に関する法律（昭和五十八年運輸省令第三十九号）
船舶機関規則（昭和五八年運輸省令第二十号）	船舶機関規則（昭和五八年運輸省令第二十号）	船舶機関規則（昭和五八年運輸省令第二十号）	船舶機関規則（昭和五八年運輸省令第二十号）
淨化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	淨化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	第十一条第五項	第一百一条の一
鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）	第一項及び第二項	第一項及び第二項
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）	貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）	第九条の三第四項（第三条の五第一項及び第二項）	第九条の三第四項（第三条の五第一項及び第二項）
国際觀光ホテル整備法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）	国際觀光ホテル整備法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）	第十二条第二項	第十二条第二項
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第十五条第三号	第十五条第三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第十五号）	密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	建物の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	第三十四条第四項
省令第百二号）	省令第五十九号）	省令第三号）	省令第一百十号）	第三十五条第五項
屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第五百二号）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	第三十五条第一項
第七条第四項	第七条第五項及び第五十条第四項（第六十二条第三項において準用する場合を含む。）	第一条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条の十二第二項	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条の十二第二項	第八十七条第五項





の推進に関する法律施行規則

**別表第四（第十条及び第十一條関係）**

船舶安全法

第二十五条の五十三第二項  
(第二十五条の六十八、第二十  
五条の七十、第二十八条第七  
項及び第二十九条の三第三項  
において準用する場合を含む。)

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

</

建築士法に基づく 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	第二十八条第十二号、第三十一条第十号及び第四十二条第十号
---	------------------------------